

広島県告示第七百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があった。

令和四年九月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人社団難波外科医 院	三原市古浜一丁目三番五号	令和四年八月一日
医療法人社団平川皮膚科 泌尿器科医院	三原市港町三丁目六番三五号	令和四年四月一日
田中診療所	庄原市比和町比和七三四番地	令和三年一月四日
レディースクリニックと よしま医院	大竹市油見三丁目一九番六号	令和三年一月一日